

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長
吉田大輔

(印影印刷)

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書
（文部科学省交付分）の提出について

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の「研究成果報告書」については、「文科省研究者使用ルール（補助条件）」に基づき、文部科学省に提出することを研究代表者に義務付けられているところです。

また、各研究機関においては「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）」に基づき、これに関する事務を行うこととしています。

このたび、貴機関において「研究成果報告書」の提出が必要な研究課題について、別添「研究成果報告書提出予定研究課題一覧」のとおり送付しますので、対象となる研究課題の研究代表者に対して周知していただき、下記の関係書類を取りまとめの上、平成25年6月20日（木）から6月28日（金）までの間に文部科学省に提出してください。

なお、「研究成果報告書」について期日までに提出されない場合は、別紙1のとおり補助金の執行を停止するなどの措置を講じますので、特に御留意ください。

記

I 提出書類等

提出書類	提出媒体	提出部数
1. 研究成果報告書（冊子体）（様式C-18）※領域代表者のみ	冊子体	各1部
2. 研究成果報告書（様式C-19）	電子媒体（CD-R）	
3. 研究成果報告書提出届（様式C-22）※領域代表者のみ	紙媒体	
4. 研究成果報告書（表紙）（様式B-6）	紙媒体	
5. 研究成果報告書提出予定研究課題一覧	紙媒体	

※研究成果報告書（様式C-19）を上記の期限までに報告書を取りまとめられない場合には、「研究経過報告書」（様式C-21）を文部科学省に提出してください。

※ 「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「特定領域研究」の領域代表者は、研究成果報告書（様式C-19）に加え、「研究成果報告書（冊子体）」（様式C-18）を国立国会図書館関西館及び文部科学省に、様式C-22「研究成果報告書提出届」を文部科学省に提出してください。なお、提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を文部科学省に提出してください。

II 提出に当たっての留意事項

1. 「研究成果報告書」等の各様式の提出に当たっては、文部科学省科研費ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1332467.htm) からダウンロードし、各様式の「作成上の注意」及び添付の参考資料「研究成果報告書のPDFファイル作成時の注意事項」を参照の上、作成してください。
2. 今回送付した「研究成果報告書提出予定研究課題一覧」の備考欄の記入方法については、別紙2を参照し、文部科学省に提出してください(写しについては研究機関で保管してください。)
3. 「研究成果報告書提出予定研究課題一覧」には、平成25年3月15日時点で対象となる研究課題を記載しており、平成25年度への繰越を申請している研究課題や平成25年3月16日以降に補助事業の廃止等が承認され、提出が不要な研究課題も記載されています。
4. 「研究成果報告書提出予定研究課題一覧」に記載の「研究成果報告書」の提出義務がある研究代表者が異動している場合は、平成25年3月31日まで所属していた研究機関で取りまとめ、文部科学省に提出してください。
5. 日本学術振興会交付分の研究種目については、別途日本学術振興会から通知が発出されますので、その通知に従い提出してください。

III 提出先・問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省研究振興局学術研究助成課
科学研究費第一係
TEL : 03-6734-4087、4094
FAX : 03-6734-4093

研究成果報告書等未提出者の取扱いについて

○平成25年6月28日（金）までに「研究成果報告書」を提出しない場合の取扱い

「研究成果報告書」は提出していないが、「研究経過報告書」（「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」で様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」を提出しない場合は「研究成果報告書提出延期届」）を提出している場合
（別紙2の2.（3）の場合）

1. 平成26年度科学研究費助成事業に採択された場合（継続課題を含む。）は、文部科学省及び日本学術振興会が別に指示する時期（※）までに特段の理由なく「研究成果報告書」が提出されなければ、交付予定額の通知（交付内定）を留保し、基金分の継続課題について研究費の支払を行わないなどの措置が執られます。

※ 「別に指示する時期」：平成23年度終了課題の研究成果報告書については、平成25年3月8日（金）としました。

2. 翌年度、平成26年6月30日（月）までに特段の理由なく「研究成果報告書」の提出が確認できなかった研究代表者については、当該研究課題について交付した補助金又は助成金の交付決定の取消及び返還を命じます。また、所属する研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

「研究成果報告書」と「研究経過報告書」（「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」で様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」を提出しない場合は「研究成果報告書提出延期届」）のいずれも提出していない場合
（別紙2の2.（4）の場合）

1. 補助事業の停止

平成25年度に研究代表者として別の科学研究費助成事業の交付を受けている場合は、当該研究課題の研究代表者及び研究分担者は、「研究者使用ルール」に基づき、補助事業を停止していただきます。このため、当該研究代表者が所属する研究機関においては、「機関使用ルール」に基づき、当該研究代表者の「研究成果報告書」を文部科学省又は日本学術振興会に提出し、確認されるまでの間、補助金又は助成金の使用を停止するとともに、研究分担者が所属する研究機関にその旨を連絡し、補助金使用又は助成金使用の停止を求めてください。

また、平成25年度に研究分担者として別の科学研究費助成事業の配分を受けている場合は、「研究者使用ルール」に基づき、補助事業を停止していただきます。このため、当該研究分担者が所属する研究機関においては、「機関使用ルール」に基づき、

当該研究分担者の「研究成果報告書」を文部科学省又は日本学術振興会に提出し、確認されるまでの間、補助金又は助成金の使用を停止するとともに、研究代表者が所属する研究機関にその旨を連絡してください。

2. 当該年度にかかる交付決定の取消及び補助金又は助成金の返還

引き続き、平成25年9月30日（月）までに「研究成果報告書」と「研究経過報告書」（「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」で様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」を提出しない場合は「研究成果報告書提出延期届」のいずれも提出していない場合には、停止されていた補助事業の交付決定を取消し、補助金又は助成金の返還を命じます。

3. 補助事業の取消及び補助金又は助成金の返還等

翌年度、平成26年6月30日（月）までに研究成果報告書の提出が確認できなかった研究代表者については、当該研究課題について交付した補助金又は助成金の交付決定の取消及び返還を命じます。また、所属する研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

なお、提出時期によっては、他の補助事業について、交付予定額の通知（交付内定）を留保するなどの措置が執られることとなります。

○留意事項

上記の取扱いは、文部科学省交付分、日本学術振興会交付分の別を問わず、科学研究費助成事業全体での取扱いとします。また、新規課題・継続課題の別も問いません。

「研究成果報告書提出予定研究課題一覧」の備考欄の記入方法等について

1. 「研究成果報告書」を提出する場合

該当研究課題の「提出」にチェックを付してください。

記入例 : 提出

特許の出願中等の理由により、一定期間公表を見合わせる必要がある箇所があるため、公表可能な範囲で、研究成果報告書を作成・提出する場合は、当該研究課題の「提出」にチェックを付し、「その他」の括弧内に当該箇所の公表が可能となり、再提出する予定日を記入してください。

記入例 : 提出 その他（平成 25 年〇月×日再提出予定）

2. 「研究成果報告書」を提出しない場合

該当研究課題の「その他」にチェックを付し、以下の（1）～（4）の区分に従い（ ）内に①～④のいずれかの数字を記入してください。

なお、多忙、特許出願、データ取りまとめ等の理由は、研究成果報告書を提出できない理由として認めませんので御留意ください。

記入例 : その他（ ①～④ ）

（1）平成24年度から平成25年度への繰越又は育児休業等による補助事業期間の延長が承認された研究課題の場合

（ ）内に①を記入してください。

繰越等により補助事業期間が延長されるため、今回は研究成果報告書を提出する必要はありません。

（2）平成25年3月16日以降に補助事業の廃止又は育児休業等による研究中断が承認された研究課題の場合

（ ）内に②を記入してください。

（補助事業の廃止の場合）

「研究成果報告書」等を提出する必要はありません。

（研究中断が承認された場合）

育児休業等から復帰する際の補助金の再交付の補助条件に従い、提出期限内に提出してください。

(3) 「研究経過報告書」(「特定領域研究」及び「新学術領域研究(研究領域提案型)」で様式C-18「研究成果報告書(冊子体)」を提出しない場合は「研究成果報告書提出延期届」)を提出する場合

() 内に③を記入してください。

(4) 「研究成果報告書」及び「研究経過報告書」(「特定領域研究」及び「新学術領域研究(研究領域提案型)」で様式C-18「研究成果報告書(冊子体)」を提出しない場合は「研究成果報告書提出延期届」)を提出しない場合

() 内に④を記入してください。